

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和6年3月4日（月）
担当課	産業部商工振興課
電話	0791-64-3158

報道機関各位

## 「運送事業者等臨時経済対策事業」 補助金を交付します

燃料価格の高騰による運送事業者等の事業活動に及ぼす影響の軽減を図り、事業継続を支援するため、「たつの市運送事業者等臨時経済対策事業補助金」を交付します。

### 記

#### 1 交付対象者

市内に主たる事業所を有する中小企業者で、次のいずれかの事業を営む方

- ① 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第2条第1項）
- ② 自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第2項）

#### 2 対象車両・補助金額（1事業者につき1回限り）

業種	対象車両（令和6年4月1日時点の使用車両）	補助金額
<b>貨物自動車運送業者</b> （一般貨物自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業） ※特定貨物自動車運送事業は対象外	<b>事業用自動車</b> （緑ナンバー、 黒ナンバー） 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第4条第1項第2号に規定する事業用自動車 ※ただし、次の車両を除く。 ①被牽引車など原動機を有しない車両 ②霊柩、一般廃棄物収集運搬など用途を限定して使用する車両	<b>対象車両</b> <b>1台につき</b> <b>2万円</b> <b>（上限100万円）</b>
<b>運転代行業者</b>	<b>随伴用自動車</b> 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第7項に規定する随伴用自動車	

3 申請方法 指定様式を市ホームページよりダウンロードの上、商工振興課窓口を持参または郵送

4 申請期間 令和6年4月1日（日）～令和6年9月30日（日）（必着）

5 予算措置 18,142千円